

令和6年2月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年2月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
20番	吉 川 弘		

欠席委員（1名）

18番 高 橋 克 美

事務局職員（3名）

事務局長 笹 本 厚 史 局長補佐 菅 野 裕 之
主 幹 大 川 泰 裕

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
議案第4号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
議案第5号 令和6年農作業標準賃金（案）について
議案第6号 神栖市農業委員会の委員の補充について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について

- 報告第5号 令和6年賃借料情報の提供について
- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第7号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時30分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年2月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、18番高橋克美委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に12番原範子委員、13番池田治和委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、クワ2丁で、農作業に従事する日数は年間270日、耕作計画はスイカと落花生です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、隣接委員である玉造委員に説明をお願いいたします。1番玉造一雄委員。

1 番 はい、1 番玉造です。内容については事務局の説明のとおりでございます。耕作して自家消費をするための所有権の移転ということで、何ら問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可について (1) 所有権の移転について、番号 2 を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可 (1) 所有権の移転、番号 2 について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号 2 の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、会社を退職し農業に専念するため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、耕運機 1 台、ユンボ 2 台、フォークリフト 2 台、高所作業車 1 台で、農作業に従事する日数は年間 200 日、耕作計画は米、サツマイモ、里芋、ナスです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。2 番安藤和利委員。

2 番 はい、2 番安藤です。本案件は事務局の説明のとおりで、農業に専念するというところで、親子間の所有権の移転ということでございます。何ら問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、果樹園を営営するため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台で、農作業に従事する日数は年間240日、耕作計画はオーリーブです。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。申請内容については、事務局の説明のとおりですが、本案件は、過去に令和4年5月の定例総会で農地法第3条申請による所有権移転で許可している案件と同じ場所です。その後、令和4年7月定例総会で農地法第4条申請による田畑転換のため農地改良の一時転用で許可しており、農地改良は令和4年9月末に完了しています。担当委員としてこの案件に注視していたところでございますが、今日に至るまで当初申請されていた「さつまいも」が耕作されていませんでした。この度、現在所有している農地所有適格法人が経営縮小するため、所有権を移転し、譲受人は申請場所に果樹園を営営するため取得するとのことでございますが、そもそも所有していた農地所有適格法人が、本案件の農地を取得してから「さつまいも」を一作も耕作せず、他の用途で利用している状況であるため、担当委員としては、不許可相当と判断します。なお、今現在の状況を示した資料を事務局にお願いして皆様に配布しておりますので審議の参考にして頂きたいと思っております。皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

6番 はい、議長。

議長 6番、坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。本案件については、1月9日の現地調査の際に吉川会長、山中委員、鈴木委員と一緒に現地を確認しておりまして、現況は資料のとおり、農地以外として一部利用している状況もあり、耕作ができる状況では無いと認識しております。よって不許可相当であると思います。

議長 坂本委員から不許可相当であるとの意見がございました。坂本委員の意見について、事務局から何かございますか。事務局。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。事務局より補足説明させていただきます。農地の権利移動は農地法により制限されており、農地法第3条第2項第1号に該当する場合、原則として許可することができないと規定されております。農地法第3条第2項第1号とは、「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、取得農地等を含むすべての農地等を効率的に利用して耕作すると認められない場合」と定められております。また、農地法第3条での農地取得は、農業規模拡大や農業経営の安定を図ることを目的としており、農地を取得する場合は、耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用していることなど、諸条件を満たしていなければなりません。そのため、所有地を荒廃させたり、違法に転用させたりしては許可を出すことはできないということとなっております。事務局からは以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、その他ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番、鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。私も現地を見ておりますが、大塚委員、坂本委員と同じ意見で不許可相当と思います。

議長 鈴木委員からも不許可相当であるとの意見がございました。その他ござ

いませんか。

9番 はい、議長。

議長 9番、境政一委員。

9番 はい、9番境です。私も皆さんと同じ意見で不許可相当と思います。

議長 長 境委員からも不許可相当であるとの意見がございました。その他ございませんか。

議長 長 質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、効率的に利用して耕作を行うとは認められないため、農地法第3条第2項第1号の規定により、許可しないことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 ご異議なしと認め、本案は許可しないことと決定いたします。

議長 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号4を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張するため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、トラック2台で、農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画は米とピーマンです。以上でございます。

議長 長 次に、担当委員の説明を求めます。8番池田勇委員。

8番 はい、8番池田です。申請内容は事務局の説明のとおりです。現地確認をしましたが、現地は大型連棟ハウスが建っており、ハウスの中ではピーマンを耕作していて、経営拡張のためそのまま取得することです。何ら問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による
許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-1の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書
記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、使用貸借
による使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。申請内容は事務局の説明のとおりです。申請地周
辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないと思います。皆様の更
なる審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は駐車場ということで、賃貸借による賃借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。2月18日に現地調査をしました。申請地は、長年耕作しておらず荒地になっておりました。借受人は、運送会社の駐車場を整備する予定ということで、担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なる審議をお願いします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。昨日、現地確認を行いました。申請内容は事務局の説明のとおりです。申請地は荒れていて管理していない状態でした。申請地周辺は、太陽光発電設備が設置されておりまして、担当委員としては許可相当と思われます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による
許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書
記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売
買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。11番石津昭彦委員。

11番 はい、11番石津です。先日、現地確認をしました。申請地は、何年も
耕作していない状態で、申請地周辺も太陽光発電設備が設置されており、
現状を考えますと担当委員としては何ら問題ないかと思いますが、皆様方
のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は倉庫ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。現地を調査してまいりましたが、内容は事務局の説明のとおりです。担当委員としては、許可相当と判断いたします。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件は、親が耕作していない農地を息子夫婦のために贈与し、住宅を建てるとのことです。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定によ
る許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書
記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買によ
る所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件は、譲受人が自己住宅を建てるため、休
作している農地の一部を売買で取得することです。担当委員としては
問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更につ
いてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号、農地法第5条の規定による許

可後の事業計画変更について事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため転用期間を延長したいとこのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。事務局からは以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。申請内容は事務局の説明のとおりです。砂利採取も不況で延長を受けたいとこのことです。担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、議案書に記載されている22筆について意見が求められているものです。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、令和6年農作業標準賃金(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、令和6年農作業標準賃金(案)について、事務局よりご説明いたします。農業委員会では、農作業を委託する場合の目安として、農作業標準賃金を設定しています。これは、当事者間で賃料を決める際の参考となるものであり、鹿行各市等から資料を取り寄せ参考にしています。令和5年の農作業標準賃金と当該(案)を比較しますと、一般作業(8時間あたり)の料金が昨年比200円の増額となっており、その他については昨年と同額でございます。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。
暫時休憩します。

<休憩：午後4時07分>

<再開：午後4時09分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑等ございませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第6号、神栖市農業委員会の委員の補充についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第6号、神栖市農業委員会の委員の補

充について、事務局よりご説明いたします。去る2月6日に、19番國府田代治郎委員が逝去されたため、1名の欠員が生じております。このことについて、欠員補充が必要かご協議をお願いいたします。なお、農業委員の欠員に係る対応でございますが、欠員補充についての法令上の規定はなく、農林水産省から示されている留意事項では、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合を除き、1名欠員するごとに委員を補充する必要はないとされております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。
暫時休憩します。

<休憩：午後4時11分>

<再開：午後4時15分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑等ございませんか。

1番 はい、議長。

議 長 1番、玉造一雄委員。

1番 はい、1番玉造です。もし補充した場合のスケジュール等はどうなりますか。

議 長 事務局に説明を求めます。事務局。

局長補佐 はい、局長補佐の菅野です。玉造委員よりご質問のありました、補充をした場合のスケジュール等でございますが、委員の任命につきましては、神栖市農業委員会の委員の候補者選任に関する規則に基づき、約1ヶ月間の候補者募集を行い、神栖市農業委員候補者評価委員会で候補者の審議をして頂いたのちに、市議会の同意を得て任命となります。このようなことから、最短では令和6年6月市議会定例会で同意を得て、令和6年7月の任命となり、任期は残任期間の令和7年3月末までの9ヶ月間となります。事務局からは以上でございます。

1番 はい、議長。

議 長 1 番、玉造一雄委員。

1 番 はい、1 番玉造です。補充した場合、残任期間が1年未満であることを踏まえると、委員の補充は必要無いのではないかと思います。以上です。

議 長 ただ今、玉造委員から委員補充は必要無いのではとの意見が出ましたが、その他ございませんか。

1 4 番 はい、議長。

議 長 1 4 番、田内一郎委員。

1 4 番 はい、1 4 番田内です。もし補充しない場合、隣接委員が補うことになると思うんですが。そうなりますと、その隣接委員の了承を得ないといけないのではないかと思います。以上です。

議 長 ただ今、田内委員から意見が出ましたが、その他ございませんか。

8 番 はい、議長。

議 長 8 番、池田勇委員。

8 番 はい、8 番池田です。委員を補充しないとすると、私が國府田さんの担当していた地区の隣接委員ですので、私が兼務してもいいと思っておりますが、いかがでしょうか。以上です。

議 長 ただ今、池田委員から欠員となった地区担当を兼務しても良いという意見が出ましたが、その他ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、委員の補充は行わず、現行の委員で残任期間の業務遂行を図ることとし、欠員となった地区担当は池田勇委員が兼務することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、委員の補充は行わず、現行の委員で残任期間の業務遂行を図ることとし、欠員となった地区担当は池田勇委員が兼務することに決定いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3及び裁判所照会番号1の調査にあたっては、2月8日木曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、担当地区委員の溝口委員、事務局2名と私の6名で行いました。最初に、法務局照会番号1波崎地内の農地の状況は、建物が建っており宅地として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2矢田部地内の農地の状況は、雑木等で荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3大野原地内の農地の状況は、すでにアパートが建っており非農地と判定いたしました。次に、裁判所照会番号1大野原地内の農地の状況は、一部に建物が建っている宅地に隣接した狭小地であるため非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、令和6年賃借料情報の提供について、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第7号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月18日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、

番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月19日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月19日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月23日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月23日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号6についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月24日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号7についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年1月25日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号8についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年2月9日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号9についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年2月13日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号10についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年2月13日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は共同住宅ということで、令和6年1月12日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は広場ということで、令和6年2月13日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の借

受人、貸付人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、使用貸借による使用貸借権の設定ということで、令和6年1月19日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は共同住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年1月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗であり、貸借による賃借権の設定ということで、令和6年2月2日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は広場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年2月13日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、令和6年賃借料情報の提供について事務局よりご報告いたします。こちらにつきましては、令和5年1月から令和5年12月の1年間における田畑の賃借料の著しく割高及び割安を除いた平均値を目安にしたものであり、参考の賃借料となる金額です。なお、本総会で報告後、速やかに市ホームページのほうへ掲載させていただく予定でいます。続きまして報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は4件で、全て令和6年1月18日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして報告第7号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年12月22日及び令和6年1月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和6年1月18日及び令和6年2月16日に開催されました農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年2月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時30分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人